

感染防止対策に関する取り組み事項

I. 院内感染対策に関する基本的考え方

院内感染対策は、安心・安全な医療を提供するための、基盤となる物です。当院は、病院に関わる全ての方を感染症のリスクから遠ざけ、院内発生を予防する為に感染防止対策に取り組みます。

II. 感染防止対策に関する取り組み事項

1. 感染防止のための組織について

1) 院内感染対策委員会

感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染対策委員会を設置し、毎月一回会議を行い、感染対策に関する事項を検討しています。

2) 院内感染対策チーム（インフェクションコントロールチーム以下 ICT）

院内での感染対策制御活動全般の実働組織として院内感染対策チームを設置し、定期的な会議と病棟や外来のラウンド、抗菌薬適正使用の指導、院内外の感染問題の相談・対応を行っています。

3) 抗菌薬適正使用支援チーム（アンチマイクロバイアル・スチュワードシップチーム以下 AST）

定期的な会議を行い感染症の治療効果を高め、薬剤耐性菌の出現を抑えるために、検査や抗菌薬について支援します。AST メンバーは ICT にも所属しており、協働して対応しています。

4) 看護部感染対策リンクナース会

院内感染対策チームと現場をつなぎ、情報交換、各現場での感染対策の実践を行っています。

2. 院内感染対策に関する職員研修に関する事項

全職員を対象に感染対策の研修会・講習会を年2回以上開催しています。また、部署・職種別の研修も適宜開催し、感染対策の意識・知識・技術の向上に努めています。

3. 院内感染発症時の報告に関する事項

薬剤耐性菌や院内感染対策上問題となる微生物が検出された場合には、ICT と院内感染対策委員会で情報を共有し、必要に応じて関係部署に報告し注意喚起を行っています。

4. 院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染の中でも重大な感染が疑われる事例の発生時には、細菌検査室や各部署より ICT へ速やかに報告をおこないます。ICT は現場の状況を確認し、必要な感染対策の検討および実践指導や迅速な疫学的調査を行うことで感染の拡大を防止します。同時に感染状況を病院管理者へ報告し、必要に応じ院内感染対策委員会を召集します。また、行政への報告が必要な場合は保健所へ連絡及び報告を速やかに行い連携し対応しています。

5. 患者さんへの情報提供に関する事項

感染症が流行する時期は、手指衛生の励行やマスクの装着等感染対策について、病院ホームページおよび院内での掲示物や音声アナウンスで情報提供を行い、ご理解とご協力をお願いしています。

6. 地域連携に関する事項

ICT が中心となり、保健所・地域の病院・医療施設・高齢者施設等と連携し、各施設の感染対策に関する相談を受け、問題点を定期的に検討しています。また、研修会や勉強会を開催し、地域全体で感染対策に取り組んでいきます。

7. その他の院内感染対策の推進のために必要な基本方針

感染対策に関するマニュアルを各部署に配備し、感染防止のための基本的な考え方や具体的な方法について全職員への周知を行っています。全職員は手指衛生などを行い、院内感染の予防に努めています。

職員が、感染の媒介者とならないようワクチン接種を推奨し、体調管理に努めています。

2017年 9月

2019年 3月

2022年 4月

2026年 5月

公立館林厚生病院 病院長

院内感染対策委員会